

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第5号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和45年香川県規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 条例第2条第1項の許可を受けようとする者は、風致地区内行為許可申請書（第1号様式）に説明書（第2号様式）、別表第1に掲げる図面等その他知事が必要と認める書類を添付して、知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 条例第2条第1項の許可を受けようとする者は、風致地区内行為許可申請書（第1号様式）に説明書（第2号様式）、別表第1に掲げる図面等その他知事が必要と認める書類を添付して、知事（高松市の区域にあっては、高松市長。第10条を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。</p>
<p>(独立行政法人)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の規則で定める独立行政法人は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p>(独立行政法人その他の法人)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の規則で定める独立行政法人その他の法人は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p>
<p>(書類の提出)</p> <p>第10条 この規則の規定により知事に提出する書類は、その部数を正本1通及び写し1通とする。</p>	<p>(書類の提出)</p> <p>第10条 この規則の規定により知事に提出する書類は、その部数を正本1通及び写し1通とし、行為をしようとする土地を所管する土木事務所又は香川県小豆総合事務所の長を経由して提出しなければならない。</p>

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。